

「所有」と「権利」の現代的課題

研究代表者 窪 幸治 (総合政策学部、准教授)

研究参加者 平塚 明 (総合政策学部、教授)、山田佳奈 (総合政策学部、准教授)

金澤悠介 (総合政策学部、講師)

<要旨>

本研究では、現代社会における「所有」と呼ばれる現象の変容、特に所有(主体)ないしは利害関係人の多様化や(対象)の拡大等をもたらす、「権利」(あるいは、支配および利益の帰属)のあり方につき関心を有する、「遺伝資源の伝承」を対象に法学、社会学、植物生態学の各分野で議論し得る基盤を探った。すなわち、遺伝資源(特に種子)につきジーンバンク等の収集体制のほか、農業環境の下で域内保存される必要があり、対応する社会的体制、それを支える規律につき調査分析及び検討を行った。

1 研究の概要

各共同研究者が有する、所有ないし利益帰属・権利についての関心を、共通の議論基盤にのせることで、所有論の再構築を目指そうとするものである。

具体的な検討対象として、農業生産及び山林管理等の土地利用に密接にかかわり、他方で情報(遺伝資源や伝統的管理法等)に係る社会制度とが交錯する、結節点として遺伝資源、特に在来種(ローカル作物の種子)に焦点を当てることにした。

そこで、まず各分野の視点からの検討を行い、情報交換、議論を行った。それぞれ在来種を収集保存する公的機関及び民間種苗店、農家の取扱いの実態、意識に関する調査研究、関連する法制度の調査を行っている。

2 研究の内容

平塚は、岩手県の作物遺伝資源(在来品種)の「保存と権利」について、関係三者(公的機関、種苗店、農家)へのヒアリング調査を行った。

在来品種に対する意識、活用しての品種開発の現状、自家採種技術の承継、それらの情報の媒介等につき、確認を行っている。

山田は、農作物の遺伝資源の継承や活用に関する理論的・概念的整理のための文献調査と、遺伝資源の保存・継承・活用を担う一主体としての公的機関に対して聞き取り調査等を行った。

後者の具体的な対象機関は、「財団法人 広島県農業ジーンバンク」および岡山県内の「岡山県農林水産総合センター 農業研究所」(ジーンバンク事業)であり、内容として(在来作物といった)「ローカル作物」を含みつつ、より広く「農作物」を対象とし、各ジーンバンク事業の沿革や経緯、現在の遺伝資源の収集等の現状を中心に聞き取りを行った。

窪は、法律学が主対象とするハード・ローである種苗法、特許法等について調査を行った。しかし、基本的にはそれらは新品種、技術開発に対する投資回収を目的とし

た法制度であり、既に存在する伝統的な品種、自家採種技術は対象とならない点で、対応の限界を確認した。

また、遺伝資源の保護・活用を目指す、生物多様性条約の名古屋議定書の枠組みについても、内容確認を行ったが、各国内法を前提とした枠組みであり、あまり進捗していない現状であることを確認している。

金澤は、土地に関する前近代的利用関係を維持した入会権の消長につき、統計データを基に実態を解明しようとした。

以上の研究につき、全員または一部の間で情報交換を行い、それぞれの分野の視点からの指摘等を行った。

3 これまで得られた研究の成果

平塚によると、そのままでは育成者権(品種登録)の対象外である在来品種も、「区別性、均一性、安定性、未譲渡性」の要件を満たす系統を作出することで品種登録出願が可能であるところ、『岩手県』が力を入れる雑穀でも登録は2品種のみであることが確認された。選抜しても、区別性、未譲渡性に抵触するケースが多いようである。

岩手県雑穀遺伝資源センターではヒエ、アワ、キビなどの在来品種の種子を保存しているが、入手・譲渡に当たり、特にトラブルはなかった。これは、『農家』に在来品種であるとの認識や、系統保存についての権利意識が乏しいことに起因する。

そして、同センターから推奨品種の原種を採種農家へ供給しているが、そもそも自家採種農家が少なく、また自家採種の技術を失っている農家も多いなど、在来品種を支える文化や伝統も失われつつあることが確認された。

『種苗店』は農家へ在来種の種子や苗を供給するだけでなく、栽培技術や利用法をアドバイスもするなど、存在が大きかったが、そこでも最近の買い手は農家以外が多くなっている。

次に、山田によると、自家採種者や地域の種苗店が減少する一方、大手種苗会社による種子供給力が高まってきた日本において、希少な作物遺伝資源の保存・活用のメディア(媒介者)として、公的機関のジーンバンク機能

がその独自かつ現代的な意義を増しているとのことである。

窪は、在来作物の種子、遺伝資源の伝承等に関して、ハードローである種苗法等が機能せず、むしろ標識法である商標法による地域団体商標の制度、地理的表示法等を活用する可能性は示唆できる。

他方、いわゆるソフト・ローに着目することで、「権利」を捉え、構成していく可能性の検討を始めた。すなわち、農村社会あるいは種子交換を行う業界の中で、評判、取引停止といった制裁あるいは優先的割当といった裏付けの下、単なる一対一の契約関係を越えた「権利」の創出、あるいは慣習的権利の可能性である。

4 今後の具体的な展開

在来品種を巡る輪が切れているがゆえに、公的機関のジーンバンク機能の意義が確認されたが、逆に在来種を承継してきた農民の「権利」は顧慮されることない現状が存在する。遺伝資源の保存の立場からは、ジーン・バンクなどの「域外保存」だけではなく、実際の農業環境下での農民による栽培、つまり「域内保存」の重要性が指摘されており、この点をどのように考えるか。

もっとも、伝統的に承継されてきた在来種など、開発者が特定できにくく、「権利」とは別個の論理が必要との指摘もある。その際のキーとして、種子（ないし遺伝資源）の「生物」性と、食料に直結するがゆえの（ある種の）「公共性」をどう反映されるか。

そして、種子をめぐるソフト・ローの存在を確認できた際、取引可能な権利としてハード・ローの意味における法的「権利」に変換することは可能か。当事者間の合意、慣習・慣行を取り込んで権利化できる開放系である民法に担えるか。

以上の点を踏まえ、在来種の保存、取引の現状につきさらなる調査を加えることで、「権利」なのか、別の概念による把握がふさわしいのか、その場合の社会への還元を果たせるものと考えている。